

## 流山市地域防災計画（案） 主な修正事項

令和5年11月

## 主な修正事項（主な改正内容：⑤）

## ①地震災害対策編

構成	修正事項
<b>第1章 総則</b>	
第2節 計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災や減災の取組の推進にあたり、新型コロナウイルス感染症等、感染症への対策を講じることを追記 【震-1-3】</li> </ul>
第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関が、平時から災害対応についてコミュニケーションをとり、「顔の見える関係」を構築していくことを追記【震-1-9】</li> <li>・県計画に基づく、防災関係機関等の事務分掌の見直し 【震-1-10～震-1-16】</li> </ul>
第5節 流山市（千葉県）の自然と災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象や人口等の各種データの時点更新 【震-1-27～震-1-29】</li> </ul>
<b>第2章 災害予防計画</b>	
第1節 訓練及び防災知識の普及計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主が、家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備すること等を追記【震-2-2】</li> <li>・地域周辺の安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路を確認しておくことを追記 【震-2-2】</li> <li>・水や食糧などの日常備蓄（「最低3日、推奨1週間」分）を準備することを追記【震-2-2】</li> <li>・男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備に向けた取組を追加【震-2-6】</li> </ul>
第2節 地盤災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いまちづくりの推進に係る取組として、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえた土地利用の推進を追加【震-2-25】</li> </ul>
第3節 都市防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法に基づき、重点的に耐震化すべき建築物に対する早期耐震化を図るための支援について追記 【震-2-37】</li> <li>・ブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努めることを追記【震-2-40】</li> </ul>

構 成	修 正 事 項
第 4 節 通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に孤立する恐れのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方の情報連絡体制を確保することと等に留意するものとするを追記【震-2-55】</li> </ul>
第 5 節 防災施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄に関する普及・啓発や、自主防災組織への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を進めることを追記【震-2-62～震-2-63】</li> <li>・平時から物資の集積拠点を選定するとともに、地域特性に応じた連携体制を進めることを追記【震-2-64】</li> <li>・災害時の円滑な物流体制を構築するため、災害協定を締結した事業者との要請手続等の確認に努めることを追加【震-2-64】</li> </ul>
第 6 節 広域応援協力体制の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう、応援受入れ体制についての応援受入計画を整備することを追記【震-2-67】</li> </ul>
第 7 節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の種類ごとに指定緊急避難場所を事前に指定し、住民への周知を図ることを追記【震-2-69～震-2-70】</li> <li>・指定避難所の整備等の留意点（救護所の設置や公衆無線 LAN 等の整備に努めること、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等）について追記【震-2-71～震-2-72】</li> </ul>
第 9 節 要配慮者の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から要配慮者及びその支援者に対して福祉避難所の周知に努めることを追記【震-2-85】</li> <li>・避難行動要支援者名簿情報の適正な管理についての取組を追加【震-2-87～震-2-88】</li> <li>・個別避難計画の作成に係る方針や体制、記載事項等を追加【震-2-89～震-2-90】</li> </ul>
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>	
第 1 節 災害応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部の配備基準に南海トラフ地震臨時情報への対応を追記【震-3-1】</li> <li>・市の最新の組織体制や事務分掌に合わせた見直し</li> <li>・災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地帰還の間の連絡調整を図ることを追加【震-3-18】</li> <li>・災害が発生するおそれがある段階で、災害救助法の適用を追記【震-3-20】</li> </ul>

構 成	修 正 事 項
第 2 節 情報の収集・伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで個々に情報配信を行っていた防災行政無線、安心メール等への情報配信を一括操作で行う多メディア一斉配信システムを令和 4 年度に導入したことを注記【震-3-42】</li> </ul>
第 5 節 避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の周知にあたり、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めることを追記【震-3-74】</li> <li>市職員、警察官、消防職員その他の避難措置実施者が避難誘導を行うに当たっての留意点を追加【震-3-76】</li> <li>避難所における感染症対策、性暴力・DV の発生対策、避難場所や避難所に避難したホームレスの受け入れ方策の検討について追記【震-3-82、震-3-86】</li> <li>多言語による広報や外国人に配慮した避難所運営に努めることを追記【震-3-84】</li> <li>車中・テント泊等の被災者への対策を追記【震-3-87】</li> </ul>
第 6 節 医療救護・防疫等活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅避難者の健康状態等の把握と要配慮者の情報共有について追記【震-3-100】</li> <li>避難所での食中毒や熱中症等の二次健康被害の予防を追記【震-3-100】</li> </ul>
第 7 節 救援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等による必要な物資の確保も視野に入れた活動体制をとることを追記【震-3-106】</li> </ul>
第 8 節 広域応援要請計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>県計画に基づき、広域避難の調整手続きや広域避難者への支援に係る取組を追加【震-3-121～震-3-122】</li> <li>県計画に基づき、広域一時滞在の調整手続きに係る取組を追加【震-3-122】</li> </ul>
第 13 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の供与について、実施機関や供与の方法等を追加【震-3-160】</li> <li>県計画に基づき、住宅の応急修理計画に係る取組を追記【震-3-166】</li> <li>遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するための取組を追加【震-3-167】</li> </ul>
第 14 節 ボランティア協力計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるための活動環境の整備を追記【震-3-169】</li> <li>災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成や連携体制の強化を追記【震-3-176】</li> </ul>

構 成	修 正 事 項
第 15 節 要配慮者等の安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別避難計画に基づく避難支援者による避難誘導や支援に係る取組を追記 <b>【震-3-177】</b></li> </ul>
<b>第 4 章 災害復旧計画</b>	
第 1 節 市民生活安定のための緊急措置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者支援に関する情報提供に係る取組を追加 <b>【震-4-2】</b></li> <li>・ 被災者生活再建支援金の支給対象世帯、支給限度額に「中規模半壊世帯」を追記 <b>【震-4-5】</b></li> <li>・ 千葉県被災者生活再建支援事業について記載 <b>【震-4-4】</b></li> </ul>
<b>附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画</b>	
第 1 節 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年 11 月から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、「東海地震に関連する情報」が廃止されたこと、本附編は、「東海地震に関連する情報」の発表を前提としているため、今後は国や県の方針等がまとまり次第、本附編に反映させるものとすることを追記 <b>【震-附-1】</b></li> </ul>

## ②風水害等対策編

構 成	修 正 事 項
<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の目的・構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>流山市水防計画を統合した「風水害等対策編」を新設したことや、現行の水防計画の内容に【水防】のマークを付記することを記載【風-1-1】</li> </ul>
第3節 水防の責任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関における水防の責任や指定水防管理団体の水防事務、水防活動等における安全配慮について記載【風-1-4～風-1-7】</li> </ul>
第7節 風水害の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>流山市防災アセスメント調査における想定条件や被害想定結果等を記載【風-1-16～風-1-21】</li> </ul>
<b>第2章 災害予防計画</b>	
第1節 訓練及び防災知識の普及計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害予防に関する広報すべき内容として、水害発生のおそれがあるときに各自の取るべき行動を整理したマイ・タイムラインの作成を追記【風-2-2】</li> <li>風水害時の心得として、市が作成したリーフレット「水害から『命』を守るためにあなたへ伝えたいこと」を確認することについて追記【風-2-2】</li> </ul>
第3節 都市防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、予防対策を推進することを追記【風-2-7】</li> <li>電力施設について風害対策を十分考慮するとともに、風水害時における倒木等による停電被害の防止について追記【風-2-8】</li> </ul>
第4節 水害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要水防箇所や災害危険区域の指定、要配慮者利用施設の避難確保計画等について追加【風-2-10～風-2-12】</li> <li>異常気象時における道路災害の防止策として、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表することを追記【風-2-14】</li> </ul>
第6節 雪害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>雪害時における道路の通行規制の実施や防災知識の普及について追加【風-2-18】</li> </ul>
第8節 防災施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防用資機材の点検・整備について、指定水防管理団体整備基準や水防倉庫設置場所、輸送路線の確保を追加【風-2-21～風-2-22】</li> </ul>
第9節 広域応援協力体制の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防に係る協力応援体制の整備として、応援体制の整備や警察への援助要請、車両の移動等の措置命令、強制措置等を追加【風-2-23】</li> </ul>
第10節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成について追加【風-2-26】</li> </ul>
<b>第3章 災害応急対策計画</b>	
第1節 災害応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防配備の解除として、水防管理団体や水防団及び消防団の非常配備の解除について追加【風-3-6】</li> </ul>

構成	修正事項
第2節 情報の収集・伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報等の種類と発表基準として、警戒レベルやキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等について追記【風-3-13～風-3-17】</li> <li>・ 洪水予報・水防警報について、洪水予報及び水防警報の伝達系統や予警報の種類を追加【風-3-20～風-3-24】</li> </ul>
第4節 水防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の水防計画や国土交通省のガイドラインを踏まえて水防活動に関する対応を追加【風-3-28～風-3-41】</li> </ul>
第6節 避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難のための立退きについて追加【風-3-52】</li> </ul>

### ③大規模事故対策編

構成	修正事項
第2章 大規模事故対策計画	
第4節 鉄道災害対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本旅客鉄道(株)千葉支社による応急・復旧対策を見直し【大-18】</li> </ul>

### ④複合災害対策編

構成	修正事項
第1章 総則	
第2節 被害の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流山市の洪水ハザードマップの見直しに合わせて、市域の浸水域を「計画規模」のものから「想定し得る最大規模の降雨による」ものに更新【複-4～複-6】</li> </ul>